

「沖縄文化協会外間守善賞」規定

(目的)

第一条 沖縄文化協会は、伊波普猷先生および、比嘉春潮・仲原善忠・金城朝永・外間守善先生による沖縄学の精神を受け継ぎ発展させるため、若手研究者の有望な研究を奨励することを目的として、「沖縄文化協会外間守善賞」を設ける。

(賞の対象)

第二条 「沖縄文化協会外間守善賞」は、沖縄文化協会会員個人の刊行した沖縄研究の出版物に対して授与するものとする。

2 賞は「沖縄文化協会外間守善賞」のほかに「沖縄文化協会外間守善賞特別賞」を設けることができる。

3 賞の贈呈は1個人に対し1回限りとする。

4 共同研究による図書は選考の対象としない。

5 官公庁および学術団体の報告書は選考の対象としない。

6 本賞の「沖縄文化協会外間守善賞」受賞者は、将来「比嘉春潮賞」「仲原善忠賞」「金城朝永賞」の受賞対象となりうる。

(賞の選考)

第三条 「沖縄文化協会外間守善賞」の選考は、「沖縄文化協会外間守善賞」選考委員会によるものとする。

2 選考委員会組織については別に定める。

(賞の決定)

第四条 「沖縄文化協会外間守善賞」の決定は沖縄文化協会運営委員会で行う。

(選考期間)

第五条 「沖縄文化協会外間守善賞」の選考は2年に一度とする。

2 対象となる図書は、原則として選考期間の1月1日から12月31日までに発刊されたものとする。

(表彰の方法)

第六条 「沖縄文化協会外間守善賞」は、正賞(賞状)、副賞(記念品・賞金)を贈るものとする。「沖縄文化協会外間守善賞特別賞」は正賞(賞状)、副賞(記念品)を贈るものとする。

2 表彰は、沖縄文化協会が開催する沖縄文化協会公開研究発表会(沖縄)において行う。

(賞の主催者)

第七条 「沖縄文化協会外間守善賞」は沖縄文化協会が主催するものとする。

2 賞にかかる会務報告は、沖縄文化協会総会において行う。

附則

この規定は、2018年11月17日から施行する。

第二条、第六条は2021年11月20日に改正。第五条は2021年11月20日に一部改正。